

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
1	R7.12.2	R7.12.4	宗教法人〇〇の現在の規則	4	1														生活文化局都民生活部管理法人課
2	R7.11.24	R7.12.8	特定非営利活動法人〇〇の令和〇〇年度 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類(別紙分)差替前、令和〇〇年度特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類(別紙分)差替前	5		1							1					【東京都情報公開条例第7条第3号】 当該事項に記載の内容は、法人の事業活動を行うまでの内部管理に属する事項を含み、公にすることにより、法人の業務運営上の地位に支障を及ぼすと認められるため	生活文化局都民生活部管理法人課
3	R7.11.24	R7.12.8	特定非営利活動法人〇〇の令和〇〇年度から令和〇〇年度 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類(別紙分)	145														【東京都情報公開条例第18条第1項】 特定非営利活動促進法に基づく閲覧及び謄写の対象となる公文書であり、開示対象外であるため	生活文化局都民生活部管理法人課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
4	R7.10.11	R7.12.10	令和〇〇年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金に関する以下3団体に関する文書 ①起案関係 ・性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)の歳入調定について(起案) ②一般社団法人〇〇 ・交付額確定通知書(起案含む) ・交付額確定通知書(起案含む) ③NPO法人〇〇 ④一般社団法人〇〇 ・交付額確定通知書(起案含む)	56	1															生活文化局都民生活部男女平等参画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
			令和〇〇年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金に関する以下3団体に関する文書 ①起案関係 ・性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)の提出について(起案) ・東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金の内示及び交付申請書の提出について(起案) ・性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)交付申請書の提出について(起案) ・東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金の交付決定について(起案) ・性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)実績報告書の提出について(起案)														【東京都情報公開条例第7条第2号】 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 【東京都情報公開条例第7条第3号】 公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
5	R7.10.11	R7.12.10	<p>②一般社団法人〇〇 ・交付申請書(令和〇〇年〇〇月〇〇日付) ・交付申請書(令和〇〇年〇〇月〇〇日付) ・遂行状況報告書類 ・変更届 ・実績報告書 ・支払い ③NPO法人〇〇 ・交付申請書類(令和〇〇年〇〇月〇〇日付) ・交付申請書類(令和〇〇年〇〇月〇〇日付) ・遂行状況報告書類 ・変更承認申請書類 ・実績報告書 ・支払い ④一般社団法人〇〇 ・交付申請書類(令和〇〇年〇〇月〇〇日付) ・交付申請書類(令和〇〇年〇〇月〇〇日付) ・概算払書類 ・遂行状況報告書類 ・実績報告書 ・支払い </p>	1508		1					1	1	1		1					<p>【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、追跡等の犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第6号】 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため</p>	生活文化局都民生活部男女平等参画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
6	R7.10.11	R7.12.10	令和〇〇年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金に関する以下3団体に関する文書 ①一般社団法人〇〇 ・変更承認申請書(別記様式第3号) ・変更承認通知書(別記様式第5号) ・事業事故報告書(様式第6号) ・消費税等仕入控除税額報告書(別記様式第10号) ・概算払請求書(別記様式第11号) ・概算払支払精算書(別記様式第12号) ②NPO法人〇〇 ・変更承認申請書(別記様式第3号) ・変更承認通知書(別記様式第5号) ・事業事故報告書(様式第6号) ・消費税等仕入控除税額報告書(別記様式第10号) ③一般社団法人〇〇 ・事業事故報告書(様式第6号) ・消費税等仕入控除税額報告書(別記様式第10号) ・概算払請求書(別記様式第11号) ・概算払支払精算書(別記様式第12号)	1														請求のあった文書については、作成及び取得していないため	生活文化局都民生活部男女平等参画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
7	R7.10.16	R7.12.15	令和〇〇年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金に関する一般社団法人〇〇の以下文書 ・東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金の交付決定について(起案) ・性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)実績報告書の提出について(起案) ・性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)の歳入調定について(起案)	116	1					1	1								生活文化局都民生活部男女平等参画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
8	R7. 10. 16	R7. 12. 15	令和〇〇年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金に関する一般社団法人〇〇の以下文書 ①起案関係 ・性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)の提出について(起案) ・東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金の内示及び交付申請書の提出について(起案) ・性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)交付申請書の提出について(起案) ②一般社団法人〇〇 ・交付申請書類(〇〇年〇〇月〇〇日付) ・交付申請書類〇〇年〇〇月〇〇日付) ・遂行状況報告書 ・実績報告書	472		1					1	1	1		1				【東京都情報公開条例第7条第2号】 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 【東京都情報公開条例第7条第3号】 公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、追跡等の犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第6号】 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	生活文化局都民生活部男女平等参画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
13	R7.12.8	R7.12.19	NPO法人〇〇の設立認証申請書、役員名簿、就任承諾書及び誓約書、役員の住所又は居所を証する書面(代表理事)、役員の住所又は居所を証する書面、確認書、設立趣旨書、設立総会議事録、社員名簿、認証書の写し	19		1					1		1						【東京都情報公開条例第7条第2号】個人に関する情報で特定の個人を識別できるため【東京都情報公開条例第7条第4号】公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課